

船舶事故調査報告書

令和2年1月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年6月22日 08時10分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市壱岐島西方沖 戸屋三等三角点から真方位288° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯33°46.8′ 東経129°36.6′）
事故の概要	漁船第三陽報丸は、南進中、漁船第二八起丸は、漂泊中、両船が衝突した。 第二八起丸は、船長が負傷し、左舷部外板に破損を生じ、また、第三陽報丸は、船首部外板にペイント剥離を生じた。
事故調査の経過	令和元年6月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第三陽報丸、18トン NS2-16952（漁船登録番号）、個人所有 17.01m（Lr）×4.23m×1.61m、FRP ディーゼル機関、573.69kW、昭和63年12月24日 第290-45066号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第二八起丸、3.4トン NS3-72774（漁船登録番号）、個人所有 9.58m（Lr）×2.27m×0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和60年5月27日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年7月14日 免許証交付日 平成29年9月6日 （令和5年4月14日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月23日 免許証交付日 平成28年2月1日 （令和3年7月10日まで有効）
死傷者等	A なし

	<p>B船は、B船が所属する漁業協同組合により手配した引船にえい航されていたところ、12時58分ごろ沈没した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 A船の操舵室船首側、写真3 B船、写真4 転覆したB船 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、操縦席からは正船首左舷約14°から右舷約8°までの範囲に死角を生じるので、ふだん、舵を使って船首を左右に約10°～20°振ることで、船首方の死角を補って見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、レーダーの海面反射の影響を少なくするように感度を下げていたため、レーダーでB船らしき映像を確認できなかったのではないかと思った。</p> <p>船長Bは、後部甲板の右舷側で座って釣りをすると、操舵室で左舷船首方が見えにくい状況であった。</p> <p>船長Bは、ふだん、漂泊中のB船に向かって接近する他船を見つくと、主機を使用して他船を避けるように努めていたが、釣りを開始する前、周囲に他船が見えなかったため、10分間程度周囲を見ずに釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、壱岐島西方沖において、船首方に死角が生じた状態で南進中、船長Aが、波を受けて船首が左右に振られていたため船首方を見通せていると思い、船首方に死角が生じた状態で航行を続けたことから、漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、壱岐島西方沖において、船首を北東方に向けて操業しながら漂泊中、船長Bが、後部甲板の右舷側に座り、操舵室で左舷船首方が見えにくい状況で仕掛けを引き揚げることに意識を向けていたことから、B船に向かって来るA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、壱岐島西方沖において、A船が船首方に死角が生じた状態で南進中、B船が船首を北東方に向けて操業しながら漂泊中、船長Aが、波を受けて船首が左右に振られていたため船首方を見通せていると思い、船首方に死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、操舵室で左舷船首方が見えにくい状況で仕掛けを引き揚げることに意識を向けていたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船首方に死角を生じているときは、船首を左右に振るなど死角を

	<p>補う見張りをを行いながら航行すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・レーダーによる見張りは、他船の映像が映るように適切に感度又は映像の状態に応じて海面反射除去等による調整を行って有効に活用すること。・周囲にいる他の船舶との衝突を避けられるよう、漂泊中においても、常時適切な見張りを行うこと。・救命胴衣を着用すること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

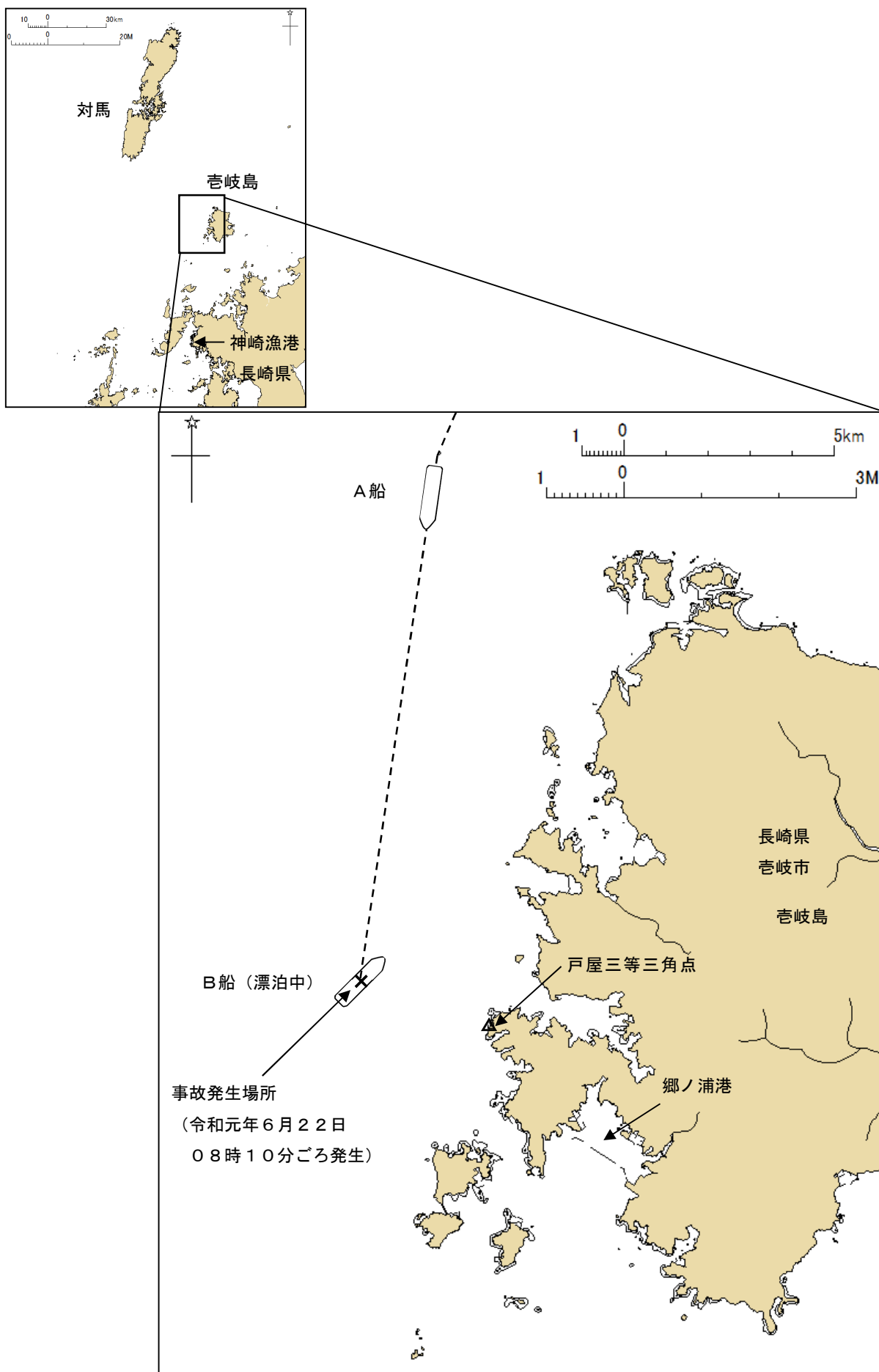


写真1 A船



写真2 A船の操舵室船首側



写真3 B船



本事故当時、船長Bがいた場所

写真4 転覆したB船



海上保安庁提供